特 集

クレジットカード

知っておきたい基礎知識



山本 正行 山本国際コンサルタンツ代表 Yamamoto Masayuki

関東学院大学経済学部経営学科講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数。



クレジットカード決済のしくみ

日本におけるクレジットカードの利用額は過去10年で約2倍の46.9兆円(2010年度)に増えました。また、発行枚数(2011年3月末)は3億2000万枚に上り、日本人の成人1人につき3.1枚のクレジットカードを持つ計算になります*。従前、クレジットカードは海外旅行や高額商品の購入などの特別な出費に充てられることが多かったのですが、最近はスーパーなどでの日常的な利用も増えてきています。また、ネット通販などの電子商取引(以下、EC)の普及はクレジットカードの普及に拍車をかけ、さらに最近ではスマートフォンのコンテンツやサービスを利用するために国際カードを申し込む若者も増えています。

さて、国際カードは多くの人が日常的に利用しているにもかかわらず、そのしくみは複雑で難解であることがよく指摘されます。そこで今回は国際カード決済を含めたクレジットカード決済のしくみを概略的に解説します。

🥟 国際ブランドとは

「国際ブランド」とは、クレジットカード決済 業務に携わる人が使う用語ですが、世界中どこ でも利用可能な国際カード(ビザ、マスターカ ードなどのロゴが ついたカード)の しくみを運営する 会社を指します。 ビザやマスターカ ードのロゴマーク そのものを指すこ



写真1 国際カード (Visa) の例: 三井住友カード

ともあります。また、「国際ブランド」だけでは 意味を特定しにくいことから、「国際決済ブラ ンド」といわれたり、「国際ブランド会社」と 企業であることを明示されることもあります。

現在、国際ブランドには、ビザ (Visa)、マスターカード (MasterCard)、JCB、アメリカン・エキスプレス (American Express)、ダイナースクラブ (Diners Club)、中国銀聯、ディスカバー (Discover) の7社があります。

グラグラング クレジットカードの3大業務

さて、クレジットカードに関する業務は、大きく「国際ブランド業務」「カード発行業務」「加盟店業務」の3つに分かれます。

▶国際ブランド業務

国際ブランド会社の業務で、世界規模の決済 ネットワークの運営、カード取引に関する運用 規定の制定と監督など。後で述べる「チャージ バック」も含まれます。

▶カード発行業務

カードを発行する業務で、会員の入会審査や 管理、代金の立替払い、請求などを行います。

▶加盟店業務

クレジットカード決済を利用できるようにし たい店舗等との加盟店契約、加盟店の管理など を行います。

国際ブランドのビザ、マスターカード、中国 銀聯は国際ブランド業務のみ行い、カード発行 業務と加盟店業務については契約する金融機関 (日本では主にクレジットカード会社、海外では 主に銀行)に任せています。国際ブランドと直 接契約してカード発行業務、加盟店業務などを 行う会社を「一次カード会社」といいます。

CANO

『日本のクレジットカード会社の分類

日本のクレジットカード会社には、「一次カード会社」と、一次カード会社の下でカードを発

行する「二次カード会社」があります。チャージバックなどの国際ブランドによる手続きは一次カード会社が国際ブランドに申請するため、二次カード会社は契約する一次カード会社を通して実施します(表1)。

また、一次、二次カード会社が自社の名前で発行するクレジットカードは「プロパーカード」、 提携先企業の商品名やロゴマークを付けて発行するクレジットカードは「提携カード」と呼ばれ、区別されています。

提携カードでは、利用明細の内容や支払いに 関する問い合わせや、身に覚えのない請求があった場合は、提携先企業ではなくクレジットカード会社の窓口に連絡しなければなりません。 なお、国際カードは規約により、カードの裏面に問い合わせ先が必ず記載されています(図1)。



- クレジットカード取引に関する ' 事業者の相関関係

クレジットカード決済による取引は、カード

	ビ ザ	マスターカード	JCB
国際ブランド会社 (国内事業所)	ビザ・ワールドワイド・ジャパン	マスターカード・ワールドワイド・ジャパン・ オフィス	ジェーシービー
国際ブランド会社の 業務範囲	国際ブランド業務のみ(カード発行業務、加盟店業務は行わない)		国際ブランド業務、カー ド発行業務、加盟店業務
一次カード会社 (国際ブランド会社と 直接契約するカード)	VJA (三井住友カード)、三菱UFJ ニコス、セディナ、クレディセゾン、ユーシーカード、イオンクレジットサービス、トヨタファイナンス、りそな銀行、すみしんライフカード、三菱東京UFJ銀行、エポスカード、スルガ銀行、アプラス、楽天カード、楽天銀行、ジャパンネット銀行、エムアイカード、SBIカード、オリエントコーポレーション、ソニー銀行、ジェイティービー	三菱UFJニコス、ユーシーカード、オリエントコーポレーション、楽天カード、クレディセゾン、セディナ、ジャックス、イオンクレジットサービス、オムニカード協会加盟会社、ライフカード、ポケットカード、日立キャピタル、UCS、アコム、アプラスフィナンシャル、トヨタファイナンス、りそな銀行、SBIカード、NTTファイナンス、青山キャピタル、ゆうちょ銀行、トラベレックスジャパン、ソフトバンクペイメントサービス、ヤフー	契約(提携) カード会 社は非公開(クレディセ ゾン、トヨタファイナン ス、三菱UFJ ニコスな
二次カード会社 (一次カード会社と 契約するカード会社)	VJAグループ・ブラザーカンパニー(三井住友カード、九州カード、しんきんカード、スルガカードなど62社) UCカードグループ・ブラザーカンパニー(三井住友トラスト・カード、道銀カード、千葉興銀カードサービス、北越カードなど27社) 三菱UFJニコス・フランチャイジー(あしぎんカード、八十二ディーシーカード、常陽クレジット、十六ディーシーカードなど59社) および、NTTファイナンス、セブン・カード・サービス、ビューカード、ジャルカード、東急カード、出光クレジット、などのカード会社(一次カード会社重複分は除く)		どのカード会社などと契 約していると思われる)
提携企業 (主要企業のみ)	NTTドコモ、KDDI、全日本空輸(ANA)、コスモ石油、昭和シェル石油など多数		

表 1 国内クレジットカード会社の分類

発行業務を行う「イシュアー」、加盟店業務を行う「アクワイアラー」、カードを取り扱う「加盟店」と、カード利用者の4者間で行われます(図2)。「国際ブランド」はイシュアーとアクワイアラーを仲介してクレジットカード取引の清算や通貨変換(為替)などを行いますが、取引内容や4者間の契約関係には介入しません。

1つの会社がイシュアーとアクワイアラー両方の業務を行うことが多く、両者が同一会社となる取引もあります(支払いに使ったカードの発行会社がその店のアクワイアラーである場合など)。

→ クレジットカード加盟店の展開と → 決済代行業者

国内の大手流通業やチェーン店、大型商業施設など(大型加盟店)には公募によりアクワイアラーを募集するところが多く、複数のクレジットカード会社から条件の良いところが選ばれます。商店街などでは、組合組織が包括的に加盟契約を取りまとめることがあります。これを包括加盟店契約と呼び、各商店は組合組織の店予加盟店として契約します。最近増えている「決済代行業者」は、この枠組みを利用して店子加盟店のクレジットカード取り扱いを仲介しています(図3)。

国内の大手クレジットカード会社は、エステ、 美容整形外科などの役務提供型のサービスについては「トラブルが多い」という理由で原則的

プロパーカード 提携カード サインパネル サインパネル ATM用 ATM用 ロゴなど ロゴなど 連絡先 連絡先① 連絡先② (カード発行会社) (提携企業) (カード発行会社) カードの発行会社 提携カードにおける カードの発行会社 (クレジットカード会社) 提携企業の連絡先 (クレジットカード会社)

図1 プロパーカードと提携カードの裏面イメージ

に加盟店契約を断っています。また小規模、個人経営のECサイトなどとも積極的に契約しておらず、大手以外は契約しにくい状況にあります。そこで、決済代行業者が包括加盟店契約の枠組みを用いて国内のクレジットカード会社との加盟店契約が難しい業種や、ECサイトなどを積極的に仲介しています(図4)。

最近は審査の甘い海外アクワイアラー(海外の銀行など)と契約する決済代行業者(海外決済代行業者)が増えています。中には加盟店審査を行わないところもあり、「エステ、風俗営業店も可」などと宣伝する業者もあります。悪質なECサイト業者が海外決済代行業者と契約す

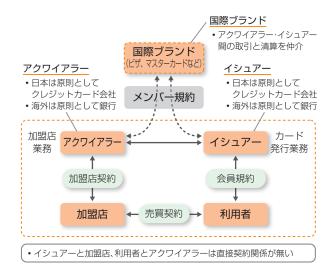
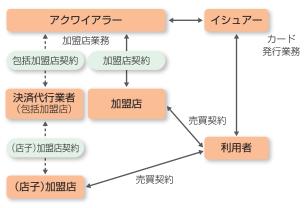


図2 クレジットカードの取引(4者間契約)



決済代行業者は包括加盟店契約に基づく特殊な加盟店という位置づけ

図3 決済代行業者が仲介する場合の契約関係

る実態も明らかになっており、最近はECサイト 業者が海外決済代行業者を兼ねたり、ECサイト 業者と海外決済代行業者が結託したりするケー スも増えています。

\overline クレジットカードの安全対策

クレジットカードの取引には下記のような不 正使用パターンがいくつかあります。

①第三者不正

(本人以外の第三者によるカード不正使用)

- ●盗難/紛失カードの使用
- カード偽造・変造、番号偽造
- ●カード番号盗用(成りすまし)
- ●カード未着不正(本人に届く前に第三者が 盗用)

②本人不正

(本人によるカード不正使用)

- ●偽造申し込み
- ●偽造紛失
- ●本人買い回り(高額商品を買い続けること)
- クレジット枠の現金化

③加盟店結託

(本人および加盟店との結託による不正使用)

- ●架空売り上げ
- ●金融取引

これらに対して国際ブランドやクレジットカード会社が行う具体的な安全対策は多岐にわたりますが、ここでは代表的

なものを説明します。

(1) ICカード化

磁気カードのスキミング、 偽造や変造が増加したため、 これを防ぐ目的で2001年 前後から日本や世界各地で ICカードの発行が始まりま した。日本では現在40~ 50%程度のクレジットカ ードがICカード化されています。このICカードは交通乗車券や電子マネーのようにかざして使う「非接触型」ではなく、読み取り機に差し込んで利用する「接触型」と呼ばれる方式です。カード表面の左上部分に金色の端子が見えるので区別できます(図5)。

(2) セキュリティコードによる認証

「セキュリティコード」とは、カード裏面のサインパネルに刻印された3桁の数字のことをいいます。

ECサイトでの支払時にこの数字を入力することで、偽造・変造カードでないことを確認しています。セキュリティコードはスキミングを行ってカードの磁気テープの情報を読み取っても入手できないため、特にECサイトでの偽造・変造カードの利用を抑止しています。

(3) 認証サービス

「認証サービス」とはECサイトでの支払いの際に、イシュアーに登録したID、パスワードで認証する方式をいいます。

認証サービスに対応したECサイトでは支払い時に本人認証画面が表示されID、パスワードなどの入力を求められます。この画面はECサイトではなくイシュアーのサイトに自動的に遷移したものです。あらかじめイシュアーに登録してあるID、パスワードを入力することで、イシュアーが直接利用者の本人確認を行うことができま

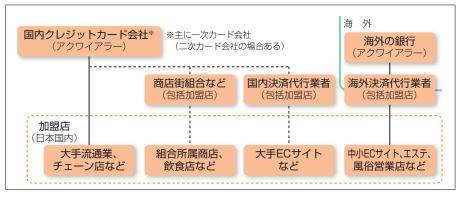


図4 クレジットカード加盟店とカード会社、決済代行業者の関係

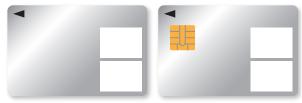


図5 磁気カード(左)とICカード(右)

す。これにより、盗難カードや番号の盗用による不正利用を防ぐことができます。

現在、このしくみは、航空会社、大手ECサイトなどで徐々に導入が進んでいます。

(4) 不正検知システム

「不正検知システム」とは、イシュアーが利用 承認(以下、オーソリゼーション)する際にカードの利用状況などを判断して不正利用の可能 性があれば警告し、場合によって取引を停止す るなどの処理を行うシステムをいいます。

クレジットカードの利用時、決済端末がイシュアーに照会してオーソリゼーションを求め、カード利用者の直前までの取引状況やその月の利用額、利用傾向などから総合的に取引を判定し、不正利用が疑われる場合は拒否するなどして対処しています。この処理を行うのが不正検知システムで、盗難カードや偽造カードの利用、現金化を目的とした取引、高額金券の購入などの不正使用を未然に防いでいます。

🥟 クレジットカード安全対策の限界

詐欺的商法に巻き込まれる被害者は、強要されてカード決済することもあります。しかし、本人による支払いは基本的に真正な取引として処理されるため、詐欺的商法における決済は不正検知システムでも検出しにくいという問題があります。大手クレジットカード会社には悪質なECサイトからの取引をオーソリゼーションで拒否し、被害を未然に防ごうとする動きもありますが、悪質なECサイトが後を絶たないことから完璧な対策とはいえません。

🥟 伝票請求とチャージバック

イシュアーが取引の内容の詳細や伝票のコピーをアクワイアラーに請求する手続きを「伝票請求」、不正や瑕疵があると思われる取引を取り消すための手続きを「チャージバック」といいます。いずれもイシュアー(一次カード会社)が手続きします。

イシュアーはアクワイアラーからの売上情報を見て疑問がある取引については内容を照会(伝票請求)し、場合によっては取り消し(チャージバック)を求めることが認められています。伝票請求では利用者が署名したレシートのコピー、ECサイトに対しては取引の詳細情報などの開示を請求できます。その結果、加盟店の瑕疵が明らかになれば、イシュアーはアクワイアラーに対しチャージバックを行います。

国際ブランドの定めによりチャージバックはおおむね120日程度の期限が設けられており、申請する際に理由を添える必要があります。チャージバックの理由は、具体的なトラブル種別ごとに番号(リーズンコード)が振られています。詐欺的商法という抽象的な事象に当てられる番号はなく、「サービスが説明どおりではない」「商品が未達」など、より具体的な内容を示す番号を指定します。

チャージバックを受けたアクワイアラーは、「受諾」あるいは「拒否」いずれかの回答が義務づけられており、「拒否」の場合にはその理由も添えなければなりません。「受諾」された場合は、該当する売上金額について後日国際ブランドの清算システムを通じて相殺されます。「拒否」された場合は、そこでチャージバックの手続きはいったん終了します。なお、拒否された後で国際ブランドが実施する「裁定」と呼ばれる手続きを申請することもできますが、手続き費用がかさむため被害が高額な場合に限られます。

🥟 クロスボーダー問題と決済代行業者

国際ブランドには「クロスボーダー(越境型)アクワイアリングの原則禁止」というルールがあり、アクワイアラーと加盟店は同一国内になければならないとしています。決済代行業者は図4に示すとおり「包括加盟による特殊な加盟店」という位置づけなので、加盟店に当たります。したがって、この原則から所在はアクワイアラーと同一国内でなければなりません。

ところが、先にも述べたとおり詐欺的商法などで問題となる取引の多くでは決済代行業者が海外のアクワイアラーと契約しており、その所在も海外か曖昧なものがあります。

海外決済代行業者の中には悪質なECサイトの取引を仲介するところも多く悩ましい問題です。

🔭 クレジットカードと電子マネーの連携

前払い式の電子マネーは利用する前に金銭分 の価値(バリュー)を購入し、その価値により 決済ができるようにするもので、種類によって 価値を購入するための支払い方法が異なります。 ICカード型電子マネーは券売機やコンビニなど の店舗で現金で購入できるほか、クレジットカ ードと一体化されたものではクレジットカード と紐づけることで、価値を購入する際に支払い をクレジットカードでも行えます。また、電子 マネーのサービスサイトに利用登録してクレジ ットカード番号を登録することで、価値をクレ ジットカードから繰り返し積み増し(チャージ) することもできます。後払い式の電子マネーに はクレジットカード会社 (イシュアー) が会員 向けに発行するサブカード扱いのもの(QUIC Payなど)、利用代金を携帯電話の通話料金に合 算請求するサービス(NTTドコモのiD)などが ありますが、後払い式は広い意味ではクレジッ トカードに当たるため電子マネーに分類しない こともあります。



ICカード型交通乗車券(Suica、PASMO、ICOCA、TOICAなど)、電子マネー(Edy、WAON、nanaco)などには、クレジットカードと一体化する提携カードのほか、別途発行される提携クレジットカードに紐づけることで、電子マネーの価値の残高が一定額を下回ると自動的にクレジットカード決済により電子マネーを購入、チャージされる機能(オートチャージ)もあります。オートチャージは残高を気にすることなく使い続けることができて便利ですが、

設定の変更を申し出ない限り永遠にチャージが繰り返されるので利用額や紛失に注意が必要です。



<u>写真2</u> オートチャージ機能が付いた 「ビュー・スイカ」カード

電子マネーの価値を クレジットカードで支払う

前払い式の電子マネーは、価値を前もって支払うことが前提となるため、これまでは現金の持ち合わせがなければ利用できないものと想定されていました。しかし、クレジットカードからのチャージは、イシュアーがいったん立て替えて利用者は後日請求があってから支払うことになります。前払いと後払い(立替払い)が組み合わさったかたちで、現在の法制度では整理されないグレー領域となっています。なお、詐欺的商法などでは電子マネーへのチャージがクレジットカードで繰り返される傾向もあり、電子マネーとクレジットカードが結び付く傾向が強くなりつつある状況を危惧する声もあります。

* 日本クレジット協会の統計データより